

# 仕 様 書

## 1 委託名

霞ヶ浦地区北ふ頭港湾関連用地土壌調査業務委託

## 2 委託内容

- (1) 別紙位置図に示す調査範囲において、発注者の指示する数地点よりサンプリングを行い、3 試料を作成する。
  - ・ 試料採取方法は、調査範囲を大きく 3 ブロックに分割し、各々のブロック内で偏りが生じないよう、5 地点混合方式として採取を行う。
  - ・ 採取深度については最大 GL-50cm 程度とし、採取地点の状況に合わせて指示を行う。
- (2) 採取した試料について溶出試験及び含有量試験、コーン指数試験、含水比試験、粒度試験を行う。
  - ・ 対象項目及び試験方法は別紙調査項目による。
- (3) 調査結果をとりまとめた調査報告書の作成を行う。
  - ・ 調査報告書は、分析方法及び定量下限値、分析結果を記載し、採取状況及び採取試料を撮影した写真を添付すること。
  - ・ 判定基準値等との比較一覧表を作成すること。
  - ・ 報告書には、分析精度管理状況についても記載すること。
  - ・ コーン指数試験、含水比試験、粒度試験については、結果が確認できる書面とする。

## 3 成果品

成果品は以下のとおりとする。

調査報告書(A4、紙ベース)	2 部
調査報告書(電子データ)	2 部

## 4 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 5 その他

- (1) 受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、特定濃度に係る環境計量証明事業者でしか調査(証明)を行うことが出来ない調査項目と、コーン指数試験、含水比試験、粒度試験についてのみ、第三者への委託を可とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた時は、三重県業務委託共通仕様書に照らし合わせ適切に対応するものとし、必要に応じて、発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。

調査項目

○ 土壤の汚染に係る環境基準(溶出)

調査項目	基準値	試験方法
1 カドミウム及びその化合物	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地にあたっては米1kgにつき1mg未満であること。	H3. 8. 23環境庁告示46号 「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法による ※最新改定含む
2 シアン化合物	検液中に検出されないこと。	
3 有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	
4 鉛及びその化合物	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
5 六価クロム化合物	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	
6 砒素及びその化合物	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	
7 水銀及びその化合物	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	
8 アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
9 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。	
10 銅及びその化合物	農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき125mg未満であること。	
11 ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
12 四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	
13 クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	
14 1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	
15 1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	
17 1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	
18 1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	
19 トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	
20 テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
21 1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	
22 チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	
23 シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	
24 チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
25 ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
26 セレン及びその化合物	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
27 ふっ素及びその化合物	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	
28 ほう素及びその化合物	検液1ℓにつき1mg以下であること。	
29 1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	

○ 土壤汚染対策法に定める土壤含有基準及びダイオキシン類対策特別措置法に定める土壤の基準(含有量)

調査項目	基準値	試験方法
1 カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること。	H15. 3. 6環境省告示19号 「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」に定める方法による ※最新改定含む
2 六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること。	
3 シアン化合物	土壤1kgにつき50mg以下であること。	
4 水銀及びその化合物	土壤1kgにつき15mg以下であること。	
5 セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること。	
6 鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること。	
7 砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること。	
8 ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること。	
9 ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること。	
10 ダイオキシン類	ダイオキシン類が250pg-TEQ/g未満であること。	H11. 12. 27環境庁告示第68号 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」に定める方法による ※最新改定含む

○ 物理性状基準

調査項目	基準値	試験方法
1 コーン指数	400kN/m <sup>2</sup> 以上であること。	JIS A 1228 「締固めた土のコーン指数試験方法」による
2 含水比	40%程度以下であること。	JIS A 1203 「土の含水比試験方法」による
3 粒度分布	37.5mm以上の礫の混入率が40%以下であること。	JIS A 1204 「土の粒度試験方法」による